

平成30年9月定例会

知事専決処分報告

和歌山県

目 次

報第3号 平成30年度和歌山県一般会計補正予算 1

知事専決処分について報告

平成30年度和歌山県一般会計補正予算のうち、下記のものについて予算措置の必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったので、やむを得ず地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成30年7月31日知事において専決処分した。

よって、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

記

1 歳入歳出予算

県有施設におけるブロック塀の緊急安全対策及び通学路、避難路沿道等のブロック塀に係る緊急調査に要する歳入歳出予算の補正

2 地方債

県有施設におけるブロック塀の緊急安全対策に伴う追加及び変更の措置

平成30年度和歌山県一般会計補正予算

平成30年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ317,022千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ554,095,690千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債の補正」による。

平成30年7月31日 専決

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 165,300,000	千円 103,411	千円 165,403,411
	1 地方交付税	165,300,000	103,411	165,403,411
9 国庫支出金		71,002,256	21,611	71,023,867
	2 国庫補助金	34,656,318	21,611	34,677,929
15 県債		69,699,400	192,000	69,891,400
	1 県債	69,699,400	192,000	69,891,400
歳入合計		553,778,668	317,022	554,095,690

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 26,841,007	千円 18,272	千円 26,859,279
	1 総務管理費	11,168,959	13,428	11,182,387
	10 青少年女性政策費	531,854	4,844	536,698
3 民生費		71,836,909	3,564	71,840,473
	1 社会福祉費	53,756,147	3,564	53,759,711
4 衛生費		12,386,759	4,543	12,391,302
	1 公衆衛生費	3,938,625	3,802	3,942,427
	3 保健所費	1,471,148	741	1,471,889
6 農林水産業費		27,589,333	3,893	27,593,226
	4 林業費	6,786,315	3,542	6,789,857
	6 試験研究費	1,480,680	351	1,481,031
7 商工費		82,065,230	46,139	82,111,369
	1 商業費	77,122,581	46,139	77,168,720
8 土木費		75,395,133	62,599	75,457,732
	1 土木管理費	6,748,024	48,839	6,796,863
	6 住宅費	1,589,826	13,760	1,603,586
9 警察費		28,408,649	55,745	28,464,394
	1 警察管理費	24,680,956	55,745	24,736,701
10 教育費		108,362,963	122,267	108,485,230
	1 教育総務費	18,545,161	16,359	18,561,520
	4 高等学校費	22,531,266	83,834	22,615,100
	6 社会教育費	2,159,332	22,074	2,181,406
歳 出 合 計		553,778,668	317,022	554,095,690

第2表 地方債の補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備事業	千円 2,800	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成30年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。 ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還又 は低利借換え することができる。
和歌山県公館管理	6,900	以下同上	以下同上	以下同上
総合庁舎管理	2,700			
青少年施設管理運営・整備	3,600			
環境衛生研究センター運営	2,800			
わかやま森林と緑の公社	1,700			
植物公園緑花センター等管理	900			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合調整	千円 34,600	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成30年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
県土整備関係企画 事務	4,200	以下同上	以下同上	以下同上
管理運営	16,500			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 事 業	千円 402,600	(1)借 入 先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成30年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
学 校 施 設 整 備 事 業	1,504,000	以下同上	以下同上	以下同上
警 察 施 設 整 備 事 業	522,500			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 415,400	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 平成30年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
1,565,300	以下同上	以下同上	以下同上
563,700			

